

健全化判断比率・資金不足比率の状況

すべての指標で

財政の健全化を確保

地方公共団体の財政破たんを未然に防ぐとともに、財政状況を把握し、悪化した団体に対して早期に健全化を促すため、毎年度決算時に健全化判断比率を算定しています。

4つの判断指標（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率）は、指標の比率に応じて「健全」「早期健全化」「財政再生」の3つの段階に区分され、指標の1つでも「早期健全化基準」を超えると「財政健全化計画」、さらに悪化して「財政再生基準」を超えると「財政再生計画」を策定し、健全な財政運営を目指すこととなります。

平成 21 年度決算では算定の結果、全ての指標で早期健全化基準を下回り、市の財政は健全性を確保できていることがわかりました。また、実質公債費比率と将来負担比率は、前年度決算時より改善しました。

このほか、公営企業会計の経営健全化の指標（資金不足比率）は、すべての公営企業会計で健全性を確保できました。

■健全化判断比率の状況

指標の名称	平成 21 年度	平成 20 年度	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	—	13.0%	20.0%
連結実質赤字比率	—	—	18.0%	40.0%
実質公債費比率	18.9%	20.0%	25.0%	35.0%
将来負担比率	138.3%	157.2%	350.0%	

■資金不足比率の状況

指標の名称	平成 21 年度	平成 20 年度	経営健全化基準
資金不足比率	—	—	20.0%

※対象となる会計は、水道事業、工業用水道事業、農業共済事業、簡易水道事業、と畜場事業、下水道事業、宅地開発事業ですが、これらすべてで資金不足が生じなかったため「—」と表記しています。

※実質赤字額、連結実質赤字額がない場合「—」と表記しています。
※実質赤字額、連結実質赤字額の早期健全化基準は標準財政規模に応じて定められています。

用語の解説

財政力指数

市税などの自治体の標準的な収入で合理的に行政を行った場合、どこまで必要経費をまかなえるかを計るもので、1に近いか1を超える自治体ほど財政にゆとりがあります。

経常収支比率

人件費（職員給与や議員報酬など）や扶助費（福祉の給付）、公債費（借金の返済）などのように簡単に減らせない経費に対する、市税や普通交付税などの経常一般財源に占める割合のことで、財源に余裕があるかないかといった弾力性を計る指標に使用されます。この比率が80%以下なら健全財政と言えます。

公債費比率

市税、普通交付税などの一般財源に占める借金返済額の割合で、この比率が小さいほど財政に余裕があることになり、10%以下が望ましいとされています。

消費的経費

経費支出効果が当該支出年度又は極めて短期間で終わるもので、人件費や消耗品費のように、後年度に形を残さない性質の経費。

投資的経費

経費支出効果が資本形成として長期間わたりサービスを提供できるもので、施設の建設や道路整備のように、将来に形を残す性質の経費。

実質赤字比率

福祉、消防、教育、まちづくりなどを行う地方自治体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標。

連結実質赤字比率

一般会計などのほか全ての会計の赤字や黒字を合算し、地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化し、地方自治体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標。

実質公債費比率

一般会計の借入金の返済額や公営企業の借金返済に対する繰出金など借金の返済に係る額の大きさを指標化し、地方自治体の資金繰りの程度を示す指標。この指標が18%を超えると地方債を発行する際に県知事の許可が必要となり、25%を超えると地方債の借入れが制限される。

将来負担比率

地方自治体の一般会計等の借入金や将来支払う可能性のある負担など現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標。

資金不足比率

公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較し、経営状態の悪化の度合いを示す指標。